



管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	補充提案・関連提案に係る制度の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
0420080	社会教育に関する権限の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第12号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第百八十八条の八、教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教育職員等の身分取扱いに関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを実行する。		社会教育事務のすべてを市長が管理・執行できるよう、措置を求めらるものである。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定により、市長が「スポーツ・文化に関する事務」を兼ねる定めるところにより管理・執行することができるものとされたことである。本市においては、市民が生きがいのある充実した人生を送るために、自ら学び自己を高め、さらにはその成果を活かしたいという要求に対応できるような生涯学習の向上に向け、推進体制の充実に取り組んでいるところである。生涯学習は、社会教育の一環に留まらず、広義的なまちづくりの要素として捉える必要があると認識している。現在、本市においては、「生涯学習部」を事業ごとに、市長と教育委員会の2つの執行機関が担当しているところであり、社会教育分野すべての内容の移管が可能となれば、市長において一元化し、事務を実施したいと考えている。したがって、同法第23条第12号の「青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。」の規定及び社会教育法第5条の「市町村の教育委員会の事務」の規定について、市長が実施できるような措置を求めらるものである。	F	-	現在、文部科学省において検討されているものと承知しており、その結果を踏まえ、対応すべきものがある場合には、対応を行う。	文部科学省との議論の状況や想定される具体的な措置内容等、検討の現状について、可能な限り明確に回答された。			大東市	大阪府	総務省 文部科学省
0420080	社会教育に関する権限の区分長への移管	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第百八十八条の八、教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教育職員等の身分取扱いに関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを実行する。		地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第百八十八条の八、教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教育職員等の身分取扱いに関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを実行する。	教育委員会の職務権限のうち、①社会教育 ②文化財保護 ③社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生の権限を区分長に移管することにより、社会教育、文化財に関する施策を一層推進する。	F	-	現在、文部科学省において検討されているものと承知しており、その結果を踏まえ、対応すべきものがある場合には、対応を行う。	文部科学省との議論の状況や、想定される具体的な措置内容等、検討の現状について、可能な限り明確に回答された。			千代田区	東京都	総務省 文部科学省
0420090	文化財保護に関する権限の区分長への移管	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第百八十八条の八、教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教育職員等の身分取扱いに関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを実行する。		地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第百八十八条の八、教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教育職員等の身分取扱いに関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを実行する。	教育委員会の職務権限のうち、①社会教育 ②文化財保護 ③社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生の権限を区分長に移管することにより、社会教育、文化財に関する施策を一層推進する。	F	-	現在、文部科学省において検討されているものと承知しており、その結果を踏まえ、対応すべきものがある場合には、対応を行う。	本提案は、文部科学省から対応不可との回答が示されているが、文化財保護権限の移管について、地方自治法所管者としての見解を示された。			千代田区	東京都	総務省 文部科学省
0420100	地方公務員の高齢者部分休業の取得可能年齢の引下げ等	地方公務員法第26条の3	地方公務員法第26条の3(2)		高齢者部分休業の取得可能年齢の下限を現行の55歳から50歳に引き下げるとともに、取得職員の事情に応じて、部分休業の撤回又は部分休業時間の短縮を認めることを可能とする。	・現在、高齢者部分休業の取得可能年齢である55歳以上の職員は多くは管理職であり、部分休業によりその職責を複数の職員が分担することは困難なこと、また、退職に向けたメンタルトレーニング及び加齢に伴う諸事情を考慮して、両取得可能年齢の下限を50歳までに引き下げることを見込まれる。・効果としては、同制度を取得する職員の代替として、若年の正規職員や非常勤職員を採用することが可能となり、ワークシェアリングが進み、地域雇用の拡大にも繋がることが期待できる。・特に、少子化が進み、新規採用を抑制せざるを得ない本県教育現場において、フレッシュで多様な人材を確保することが可能となる。・また、取得後の職員の事情変更に応じて部分休業の撤回や休業時間の短縮ができるようになること、同制度の弾力的な運用が可能となれば、さらに取得を希望する者が増加することが見込まれる。	C	I	(1) 新規採用者確保のために本制度の特例を検討することは、「ゆるやかな退職」を制度的に担保するという本制度の趣旨に外れるもの。また、「ゆるやかな退職」の趣旨に鑑み、部分休業の撤回や休業時間の短縮を認めることは困難。 (2) 本提案の目的は職員定数の確保にあるようにも見られるところであるが、地方公務員の定数については、各地方公共団体の条例により定められているものである。 (3) 秋田県においては、本年4月より高齢者部分休業が施行されたところであり、休業可能年齢の引き下げに係る具体的なニーズ、人事管理コスト、公務における影響等について見極める必要があるものと思料。	(1) 本特区提案の趣旨は、加齢に伴う諸事情により短時間勤務を希望する者への対応であり、その結果として新規採用者の確保などワークシェアリングの拡大が図られると見込まれている。また、休業期間が長期にわたり、諸事情の変更も想定されることから、ある程度の弾力的な運用は許容すべきと考えられる。(2) 本特区提案は、職員定数の確保を目的としていない。(3) 具体的なニーズの把握については、今後、調査を行うことを検討している。また、本提案が実現したとしても、現状の人事管理コスト・公務運営に大きな変動をもたらすものとは考えられない。			秋田県	秋田県	総務省
0420110	地方公務員採用における、国籍条項の規制緩和	地方公務員法第13条及び第19条	外国の国民は、地方公務員法第13条及び第19条にいう「すべて国民」には含まれない。		東京都が公務員採用において、専門職を中心として撤廃されている国籍条項を、一般職を含めた全ての役職において撤廃することで、多くの外国人にとって雇用機会を創出すると共に、「外国人地方公務員」の存在が、地域に暮らす外国人が少しでも地域に貢献し行動しやすくなることを考える。	<実施内容> 一部自治体で既に行われている、地方公務員の国籍条項の規制緩和を更に全国的に広めることを提唱する。これによって、その町にとって外国人により良い町作りがなされることと期待される。お年寄りや子供あるいは障害者にとって優しい町作りをするのなら、少なくとも地域レベルでは同じように外国人に対しても取り組むべきである。一方、外国人の住民にとっても、自分の地域の自治体に自分と同じ外国人の職員がいることは、とても頼もしいことではないかと思う。単純に言葉の問題の多くが解消されるだろう。特に日本語が不自由な外国人の場合、それが生活を送る上での不安要素になり、それが地域に溶け込むのを困難にさせ、不安を更に煽る。そこでその外国人公務員を足がかりに、地域に溶け込みやすくなるのではないかと考えられる。こうした取り組みを通じて日本政府は、「外国人を差別しません」という姿勢を世界に対してアピールすべきである。なお手懸念する点として、「外国人の地方公務員採用は主権の侵害にあたる」とことが挙げられるが、これはあくまで「地方公務員に対する規制緩和であり、「国家公務員」はこの対象ではない」という点から考えれば、外国人も「市民」も国民市民として扱われるべきである。	C	I	外国人の地方公務員への採用については、国家公務員におけるそれと同様、公権力の行使又は公の事務の執行に必要であるもの、外国人の管理職を兼ねるものを除く原則は、それ以外の公務員としては必ずしも日本国籍を必要としないという基本原則がある。この原則に基づき、各地方公共団体において適切に対応されているものと承知。			個人	東京都	総務省	
0420120	高校生の期間採用による地域活性化	地方公務員法第13条、第17条	職員の採用に当たっては能力の実証に基づくこと(成績主義の原則)、地方公務員法の適用に当たってはすべて国民が平等に取り扱われなければならないこと(平等取扱いの原則)が必要。		都道府県の指定する都道府県高校生を半年ごとに期間公務員として採用することとする。	特に優秀と認められる生徒若干名に対しては、大阪府立大学への推薦入学権利と授業料免除と府の公務員採用試験への推薦を与える。また、別に、優秀と認められる生徒若干名に対しては、府の公務員採用試験への推薦を与える。	E	-	「期間公務員として採用」の趣旨は明らかではないが、地方公共団体が高校に通学する学生を、体験目的で職員として採用することは困難であるとの見解。一方、地方公務員法の採用に当たっては、①地方公務員法第15条および第17条に基づき、競争試験(人事委員会の定める場合は選考も併用)によること(成績主義の原則)、②同法第13条において、すべての国民は地方公務員法の適用について平等に取り扱われなければならないこと(平等取扱いの原則)から、特定の生徒について優遇することは、これらの原則に反するものと思料。			個人	東京都	総務省	
0420130	一部事務組合においても、指定管理者を導入できるよう地方自治法の規定を緩和	地方自治法第244条の2第292条	地方自治法第244条の2、公の施設の設置、管理及び廃止について規定している。		地方自治法244条の2第3項において、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。))に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」とあるが、普通地方公共団体が指定する特別地方公共団体である一部事務組合においても、関係団体合意の下施設の管理について指定管理者に行わせるようにする。	現在本市では都市と共同で施設建設に向け協議を進めている。施設管理の方法として一部事務組合も想定しているが、地方自治体では一般的となった民間活力導入手法である指定管理者制度が使えないこと、共同で施設を設けるという効率的な目的が達成できない。	D	-	地方自治法第292条は、地方公共団体の組合(一部事務組合等)について、法律又はこれに基づく法令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものについては、都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものについては、市に関する規定、町村のみに基づいて組織されるものについては、町村に関する規定を包括的に準用することを定めている。同法第244条の2第3項についても、準用されることから、現行でも、一部事務組合において、公の施設の管理・運営に当たって、指定管理者制度を利用することは可能となる。			稲城市	東京都	総務省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	補充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
0420140	民衆拡大の意図で導入された指定管理者制度に、公の施設の機能を増進する目的の管理を認められたこと	地方自治法第244条の2	(公の施設の設置、管理及び廃止) 第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めるなければならない。 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体があつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)、に、当該公の施設の管理を行わせることができる。 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手段、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 7 指定管理者は、毎年終了後、その管理する公の施設の管理の業務に關し事業報告書を作成し、当該公の施設を管理する普通地方公共団体に提出しなければならない。 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。 9 前項の料金における利用料金は、公益上必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に對して、当該施設の業務又は経理の状況に關し報告を求め、実施に對し、又は必要な指示をすることができる。 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。		地方自治法第244条の2に規定する指定管理者の業務の対象となる公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体があつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)、に、当該公の施設の管理を行わせることができる。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。	岐阜市においては、行政改革の観点から、指定管理者制度を導入したところであるが、同制度は地域コミュニティの醸成や市民協会の観点からも、重要な手段であり、また課題のひとつである。このような観点から、指定管理者制度のさらなる充実に向けて、現在検討しているところである。このうち、都市公園の管理について、都市公園法では、公園施設の設置や管理への地域住民等の参画などのニーズの高まりを背景として、都市公園の機能の増進に資するものであれば公園管理者以外の者が施設を管理し、さらにこれを管理することも許容されていると捉える。このうち、都市公園の管理について、都市公園法では、公園施設の設置や管理への地域住民等の参画などのニーズの高まりを背景として、都市公園の機能の増進に資するものであれば公園管理者以外の者が施設を管理し、さらにこれを管理することも許容されていると捉える。しかし、「地方自治法第244条の2」では、指定管理者が行う施設において、さらに別の事業主が地方公共団体の意思により、参入することについて、明確に規定していない。よって、都市公園法と同様に、特定された指定管理者の下で、指定管理者以外の事業主が施設を設けたり、あるいはこれを管理することを認めていただきたい。	C	—	各府庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
0420150	いきいき市民協会の推進(指定事業者制度の導入)	—	地域の公共サービスを地域団体が主体的に担える体制をつくるため、公の施設の管理についての指定事業者制度に加えて、地方公共団体が条例で定める事業を対象とする「指定事業者制度」を設ける。具体的には、公の施設管理分野だけでなく、民間事業者を利用する事業、または施設を共用しない事業についても、条例で定めるものを「指定事業」とし、議会議決を経て選定された指定事業者が事業を行うものとする。この場合、当該事業における公共サービスの利用料金等について、指定事業者の収入として収受することができるものとする。		基加市は、市民とのパートナーシップを市政運営の柱とし、「みんなでまちづくり自治基本条例」において、市民、市議会、行政機関によるまちづくりを謳っている。様々な公共サービスを市民が主体的に担っているが、市民が市民等へのサービスを実施する事業は、サービスの利便性を確保し、サービスの提供を継続し、サービスの取入とすることができないという不都合があるほか、団体からの活動助力による独立財源確保やサービス向上への取り組みが制約されるという問題がある。一方、公の施設管理対象とする指定事業者制度は、管理業務の中に公共サービス提供業務を包含していることも多く、利用料金制度等を通じて指定管理者が公益性を確保しやすいため、この指定事業者制度のメリットを公の施設管理以外の事業(非施設型、または民間施設を利用した公共サービス提供)に生かされれば、様々な公共サービス分野で市民団体等が主体的に参入を促進でき、市民協会のまちづくりも大きく進展する。また団体等の指定を議決事項とする一方で、市民、市議会、行政の協働体制構築も期待でき、地方自治法第244条の2、第3項以下において規定されている指定事業者制度を基本として、これに地方公共団体が条例で定める事業を適用する「指定事業者制度」を追加することを提案する。		C	I	ご提案の「指定事業者制度」を追加する具体的な対象法令が明確ではありませんが、民間施設等を利用する事業又は施設を利用しない事業において、具体的事業が想定できないこと、これらの事業を行う者を「指定事業者」として議会の議決を行うことが、市民、議会及び行政の協働体制構築などにどのように寄与するが明確でないこと、「指定事業者制度」を指定する状況にないものと考えられます。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。		1 0 5 0 1 0	基加市	埼玉県	総務省
0420160	地域住民の役目(行政書士法第4条)第1条、第3条の3	行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条、第3条の3	第一条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とする。 第二条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)によるもの)を生成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。))その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面を含む。))を作成することを業とする。 2 行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行ってよい。 第三条 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事項を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。 一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許可等及び当該書類の受理をいう。))に關して行われる聴取又は弁明の機会を付与の手続その他の意見陳述のための手続に關して当該官公署に對してする行為(弁済士法(昭和二十二年法律第二百五号)第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該當するものを除く。))について代理すること。 二 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に關する書類を代理人として作成すること。 三 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に應ずること。		地域住民の利便のために行政書士法の業務制限規定の撤廃を望む	行政書士業務の公益性、公益性を最小限確保するため、新立法による行政書士業務の制限、他土業の業務領域の拡大で、行政書士を結果的に単独で代行するよう法改正が行われている。司法書士の改正、解任の改正で行政書士の持つ民事書生の作成に変化があった。例えば定款の作成、公証人の認証申請業務及び行政書士業務の業であったにもかかわらず司法書士にも、事業上開致された。認定司法書士制度により公証人への申請業務の開始、ADRの運用では、日本連合で紛争解決手続代行業務への参入が制限された。このため、行政書士法第1条の第2項及び1条の3の制限を撤廃を望む。	C	—	行政書士法は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面を含む。))を作成する業務や行政書士が作成することができる書類に關する手続代理等を業務とした上で、その業務を行うことが他の法律において制限されているものに限られて、当該業務を行うことができないと規定していることであるが、他の法律にかかると認められているものも認められている。		1 0 3 0 1 0	個人	京都府	総務省	
0420170	官公庁へのオンライン申請の代理人の範囲の拡充	—	政府・地方自治体等に申しオンラインを利用して代理人により申請する場合に、官公庁の各手続き毎に特定の有資格者のみに限定されているが、この有資格者の範囲を拡大し、電子政府の推進を図る。		官公庁に対する手続きについては、かなりの分野においてオンラインによる申請が可能となっておりますが、どの分野においても普及率は低いと言わざるを得ない状況となっております。これは、オンライン申請はパソコンに慣れない者にとっては、非常に面倒であるというの一言で因であると考えられますが、これを補完するのが、行政書士等の専門職ですが、各土業により、そのできる範囲は限定されております。例えば、許認可関係・会社定款であれば行政書士、登記関係は司法書士、税務関係は税理士、社会保障関係は社会保険労務士、というように行政と土業が正に縦割りの関係に繋がっており、電子申請も各々その限られた土業が扱っております。このように、縦割りを前提とした行政書士の制度が電子政府の進展を阻んでいると考えられますので、ここに挙げた4土業においては、相互に自由に代理人として申請が行えるようし、各手続きにおける電子申請の担い手を大幅に増やすことが電子申請の利用率を高め、官公庁の事務処理の効率化に資すると考えますので、所定の法改正を望みます。また、そのような縦割りの土業一般市民からみれば、誰に何を頼んだら良いのかわかり難く、また、各手続き毎に依頼先を探さなければならない、一般市民にとって大変不便なものであり、官公庁と市民との距離を広げてしまう要因ともなっているものと思料いたします。	C	—	行政書士法は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面を含む。))を作成する業務や行政書士が作成することができる書類に關する手続代理等を業務とした上で、その業務を行うことが他の法律において制限されているものに限られて、当該業務を行うことができないと規定していることであるが、他の法律にかかると認められているものも認められている。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。		1 0 5 0 2 0	個人	東京都	総務省 法務省 厚生労働省	
0420180	行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類の拡充	—	行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類は、住民基本台帳法に基づく住民票や除籍簿、戸籍法に基づく戸籍簿本や除籍簿本に限られる。それぞれの法律において特定業務受任者として行政書士(行政書士法)を名づけることが明記されている。このことは、行政書士法第1条の3に基づく官公署に提出する書類、権利義務又は事実証明に関する書類(法定独占業務)に不可欠であるため、他人からの依頼があったことをもって、上記の必要な公的証明書類を職務上の権限で請求・取得することができることを公が認めているものと理解する。近年の多様化・多様化する行政課題に対応して、行政書士は官公署に提出する書類作成業務として許認可申請を多く手掛けているが、外国の増加や多様化する社会での影響により法定添付書類が増え、職務上の権限が現在の社会状況に合っていないものとする。一般的に、法人が債権のために取得する許認可には厳格な許認可要件があり、法人役員全てが成年被後見人ではないこと、後見登記が完了していないこと、証明書の交付が決定されていること、また、法人役員が職任することが多く、添付が法定されていないもの行政機関の指導により住民票の代わりに外国人登録簿記載事項証明書が必要とされている。さらに、法人役員全てが破産者ではないこと、債権に對する公的証明書類の拡充を求める。		市民の利便性の向上、行政書士による円滑な事務の推進の観点から本提案を行うものである。現在、行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類は、住民基本台帳法に基づく住民票や除籍簿、戸籍法に基づく戸籍簿本や除籍簿本に限られる。それぞれの法律において特定業務受任者として行政書士(行政書士法)を名づけることが明記されている。このことは、行政書士法第1条の3に基づく官公署に提出する書類、権利義務又は事実証明に関する書類(法定独占業務)に不可欠であるため、他人からの依頼があったことをもって、上記の必要な公的証明書類を職務上の権限で請求・取得することができることを公が認めているものと理解する。近年の多様化・多様化する行政課題に対応して、行政書士は官公署に提出する書類作成業務として許認可申請を多く手掛けているが、外国の増加や多様化する社会での影響により法定添付書類が増え、職務上の権限が現在の社会状況に合っていないものとする。一般的に、法人が債権のために取得する許認可には厳格な許認可要件があり、法人役員全てが成年被後見人ではないこと、後見登記が完了していないこと、証明書の交付が決定されていること、また、法人役員が職任することが多く、添付が法定されていないもの行政機関の指導により住民票の代わりに外国人登録簿記載事項証明書が必要とされている。さらに、法人役員全てが破産者ではないこと、債権に對する公的証明書類の拡充を求める。	C	—	市町村長発行に係る身分証明書については、国の法令を根拠としたものではなく、市町村自らの判断において証明を行っているものであり、また、その申請の手段も市町村自らが決めているものである。したがって、国が一律に取得を定めるような性質のものではないことから、権限である各市町村に対して相談される。		1 0 8 2 0 3 0	行政書士団島 総合事務所	東京都	総務省 法務省		
0420190	行政書士法人の設立要件緩和	行政書士法(昭和二十七年法律第八十六号)第三十条第一項の規定は、行政書士法人の定款について準用する。 法律第4号第13条の3、第13条の5、第13条の8、第13条の19	第十三条の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書士法人(第一条の二及び第一条の三に規定する業務を継続的に行うことを目的として、行政書士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。)を設立することができる。 第十三条の五 行政書士法人の社員は、行政書士でなければならない。 2 次に掲げる者は、社員となることができない。 一 第十四条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者 二 第十四条の二第一項の規定により行政書士法人が解散又は業務の全部の停止の処分を受けた場合において、その処分を受けた日から三十日以内、その社員であった者でその処分を受けた日から三年(業務の全部の停止の処分を受けた場合において、当該業務の全部の停止の期間が、当該期間を超えない限り)経過しないもの 第十三条の八 行政書士法人を設立するには、その社員とならうとする行政書士二名、共同して設立する者二名を要する。 2 会社法(平成十七年法律第八十六号)第三十条第一項の規定は、行政書士法人の定款について準用する。 3 定款は、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 目的 二 名称 三 正務の事務所及び置たる事務所の所在地 四 社員の総数、当該行政書士法人の設立を目的とする行政書士法人にあつては、当該特定業務を行うことができる行政書士である社員(以下「特任社員」という。))であるか否かの別 五 社員の任期に関する事項 第十三条の十九 行政書士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。 一 定款に定める理由の発生 二 総務省令で定める理由 三 他の行政書士法人との合併 四 破産手続開始の決定 五 解散を命ずる裁判 六 第十四条の二第二項第三号の規定による懲戒の処分 2 行政書士法人は、前項の規定による懲戒の処分が、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月を超えて社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。 3 行政書士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から遡算し、その旨を主たる事務所の所在地の行政書士会に届出して、日本行政書士会連合会に届けなければならない。	行政書士が1人でも行政書士法人を設立できるようにしたい。	資格者法人の設立制度については、資格者による継続かつ安定的な業務提供や賠償責任能力強化の観点から、近年認められてきたところである。現在、資格者法人の設立に際して、弁護士は、既に「1人法」の設立が弁護士法において可能である。しかし、行政書士は、行政書士法において、法人設立の要件は、「2人以上」の行政書士が必要とされており、法人を構成する行政書士相互に無限責任が課せられる。また地方において、行政書士の絶対数が少ないといった場合、実際に行政書士法人を設立することが困難である場合も生じた。したがって、制度趣旨を踏まえ、また、行政書士による幅広いサービスを推進する観点から、行政書士1人法人について、国民のニーズ、行政書士の実態を踏まえ、設立要件緩和を行うことである。	C	—	行政書士の事務所の法人化は、担当者が疾病や事故により業務を行うことで安定的なサービスを提供するなど、複数の行政書士が共同して利用者に良質で多様なサービスを提供することを主な目的として制度化されたものである。このため、その設立には、二人以上の社員を要することとしており、また、他土業の法人制度との均衡も考慮すべきこと、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士等の他土業においても法人の成立には複数の土業の社員を要するとされており、行政書士法人の社員についても、複数であるとされているところである。		1 0 8 2 0 4 0	行政書士団島 総合事務所	東京都	総務省		

04 総務省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	補充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁		
0420200	インターネットを利用した選挙運動の解禁	公職選挙法第142条	選挙運動のために使用する文書図画については、法令に規定されているほかは、頒布することはできない。		現行法では、公示・告示日から選挙日終了するまでの間、立候補者の名前が入った選挙運動(投票依頼)目的の文書図画については、選挙管理委員会が発行する証紙等が貼られた一定枚数の文書図画しか発行できず、また、総務省の解禁ではWEBページ、ブログ、電子メールも文書図画に当たると解釈しているため、選挙期間中インターネットを利用した選挙運動(いわゆるネット選挙運動)を行うことができない。さらに、WEBページの更新については新しい部分だけでなく、過去のものも一体のものとて頒布・掲示したこととみなされている。これにより総務省は「立候補者は選挙期間中WEBサイトを更新できない」という見解をとっているが、東京都内で執行される全ての選挙(衆議院議員選挙、参議院議員選挙、東京都知事選挙、東京都議会議員選挙、各市区町村長選挙、各市区町村議会議員選挙)及び当該選挙区に関する各政党・東京都支部等についてのみ上記ネット選挙運動を認めることとされたい。	提案理由: 本提案は、若年層の観点で、東京の民主主義の高度化に資するために提案を行うものである。 東京は、首都という性質上他県からの人口流入が多く、現在まで年々人口増加傾向にあり、若年層人口も全国的に高い。東京都内の子供の進む学校や地域コミュニティが限られて行く中、若年層の政治的関心には止むを得ない理由がある。 本特例措置により、特に若年層に対し、政治に関心や希望を持てるきっかけを与え、これにより投票意向の上のみならず、これからの日本は自分が選択していくという実感が持てることとなる。 また、各政党・東京支部等のWEBサイト更新により本来の政党マニフェストの芽生えの一助となり、ひいては都民が選挙すること生活の実感の醸成に資し、政治の質が向上すると考えられる。 さらに、現行法の規制範囲である金がかかり過ぎないようにすることについても、ネット選挙運動解禁により低コストの効果を得ることができると考える。 代替措置: WEBサイトの運営規程を作成し、選挙管理委員会にURLの届け出を行うことにより管理することが可能であると考える。	C	I	選挙運動におけるインターネットの活用は、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは国会の各党各会派で十分議論がなされる必要がある。	右記提案主体からの意見を踏まえ、回答されたい。	インターネットにおける技術革新は目覚ましく、近い将来インターネットを利用した選挙運動が普及することは十分に考えられる。 なおかつ、現在、自民党及び民主党において十分な議論がなされた上でインターネットのホームページを利用した選挙運動の解禁に向け、合意形成が図られている。本格的な法改正を前に部分的な解禁によりその効果をはかることは十分に意義があると考える。				東京都	総務省	
0420210	公職選挙法第151条の5の改正(ケーブルテレビを使った政見放送)	公職選挙法第150条、同法第151条の5	衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事選挙においては、選挙運動の期間中、日本放送協会及び総務大臣が定める一般放送事業者のラジオ放送又はテレビ放送の放送設備により、公衆のために、その政見を無料で放送することができる。		地方自治体の長及び議会議員の選挙に關し、特定自治体内の放送機を持つケーブルテレビを活用した政見放送を可能とする。	地方自治体の長及び議会議員の選挙において、ケーブルテレビを活用した政見放送を通じ立候補者が自ら掲げる政見公約を訴える。 提案理由: 地方の時代を代われる許今後の生き残りかけた地方自治体の未来は、地方自治体の首長選挙や議員議員選挙において、政見公約による選ばれる選挙へと転換していくことが求められている。このためにも、広く多くの有権者に対し、自ら掲げる政見公約を訴える手段として特定自治体内の放送機を有するケーブルテレビを活用するものである。 東京の特性は、経済や情報等あらゆる機能が集約された都市であり、行政サービスの関わりが深くても生活自体はできてしまう。加えて他県からの人口流入も多く、自ら地域を自ら治める意識の醸成に高い部分があり、地方自治に對する関心を得られにくい状況にある。 本特例措置により、都民一人一人にローカル・マニフェストが行き渡り、東京という都市の住民としての地域の未来を選択する意識を醸成させることができ、自ら地域を治めたいという市民意識の原点を目指し、選挙に関する情報に容易に触れる環境を整備し、地方自治に対する関心を喚起することで、投票率向上のみならず、その選択の質を政策本位のものとし、東京の地方自治の活性化と高度化に繋がるものと確信する。 代替措置:ローカル・マニフェストの頒布枚数制限撤廃により費用面の負担及び選挙管理委員会の管理方法について別途検討が必要となる。上限を設ける場合は、東京都の約800万世帯を擁するだけのローカル・マニフェストを頒布及び配布することができれば提案趣旨を概ね満たすことができると考える。	C	I	政見放送は、①日本放送協会及び一般放送事業者の放送時間に限りがあること、②日本放送協会及び一般放送事業者の放送内容を市区町村単位で細かく設定できないこと、③関連もあり、法律上すべての選挙において一般的に採択することは不可能であるから、現在、国政選挙及び知事選挙のみに認められていること。 また、ケーブルテレビ放送は、日本放送協会及び一般放送事業者による電波を利用した無線放送と異なり、有線にて伝送されることを目的とする放送であったため、その伝送は施設整備の有無に物理的に左右されており、制度として、日本放送協会及び一般放送事業者に課されている受信できない地域に対する努力義務(放送法第2条の2第6項)が、課されていないところである。 なお、政見放送を含む選挙運動の公衆の種類の対象については、長年にわたる各党各会派における議論を踏まえて実施されているものであり、各党各会派で十分に議論される必要があると考える。						三次市	広島県	総務省
0420220	ローカル・マニフェストの頒布枚数及び配布の緩和	公職選挙法第142条第1項第3号、第6号	国政選挙について、政党等は、総務大臣に届け出た国政に関する重要政策等を記載したパンフレット等を選挙運動のために頒布することができることとされているところ。		地方公共団体(都道府県又は市区町村)の首長選挙において、いかなるローカル・マニフェスト(首長選挙に立候補する者が定める政見や約を記したものの頒布枚数の70%の統一地方選挙から、「ピラ」という形で解禁されたが、現行法で規定されている頒布枚数について、東京都内についてのみ制限を設けないこと、投票率向上を促すこととされたい。	提案理由: 本提案は、生活者に立った視点で、東京の地方自治活性化に資するために行うものである。1,000万人の有権者(約800万世帯)を抱える東京都だが、例えば、東京都知事選挙の際に頒布可能なローカル・マニフェストは有権者数に比べて著しく少ない30万枚しか頒布することができない。そして既存の選挙公報では無味乾燥で、関心を引く題材には成り難い都市であり、行政サービスの関わりが深くても生活自体はできてしまう。加えて他県からの人口流入も多く、自ら地域を自ら治める意識の醸成に高い部分があり、地方自治に對する関心を得られにくい状況にある。 本特例措置により、都民一人一人にローカル・マニフェストが行き渡り、東京という都市の住民としての地域の未来を選択する意識を醸成させることができ、自ら地域を治めたいという市民意識の原点を目指し、選挙に関する情報に容易に触れる環境を整備し、地方自治に対する関心を喚起することで、投票率向上のみならず、その選択の質を政策本位のものとし、東京の地方自治の活性化と高度化に繋がるものと確信する。 代替措置:ローカル・マニフェストの頒布枚数制限撤廃により費用面の負担及び選挙管理委員会の管理方法について別途検討が必要となる。上限を設ける場合は、東京都の約800万世帯を擁するだけのローカル・マニフェストを頒布及び配布することができれば提案趣旨を概ね満たすことができると考える。	C	I	地方の首長選挙における、いわゆるローカル・マニフェストの頒布については「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」の委員長提案による公職選挙法の改正により、平成19年3月から地方選挙におけるマニフェスト頒布の更なる拡大については選挙運動のあり方にかかわる問題であり、公職選挙法の改正の実地状況を踏まえつつ、地方、金のかからない選挙の実現という観点にも留意し、まずは国会の各党各会派で十分に議論される必要がある。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	頒布枚数の上限が有権者数に對して著しく低く、マニフェストが一般化される昨今の流れの中にあつて、マニフェストを手にとることができない有権者の機会不均衡が存在する。また、経済派の「マニフェスト推進議員連盟」、「新しい日本をつくる国民会議」(21世紀版)、「地域・生活者起点で日本を洗濯(選択)する国民連合(略称:せんたく)」、「せんたくの進捗に賛同し、担当の議員有志による「せんたく議員連合」等においてもマニフェストを推進する方向で十分な議論がなされている。有権者が選挙に係る情報を得る機会を増やすためにも、インターネットにおける選挙運動の解禁も含め、本件における再考を求める。				東京都	総務省	
0420230	市長選・市議選におけるマニフェストの頒布を拡大する特区	公職選挙法第142条、第142条の2	国政選挙について、政党等は、総務大臣に届け出た国政に関する重要政策等を記載したパンフレット等を選挙運動のために頒布することができることとされているところ。		(1) マニフェストの頒布を市長選挙候補者のみならず、市議選候補者まで拡大すること。 (2) より広範囲に頒布できるように、マニフェストの枚数制限の上限(現行10,000枚)を有権者の数に準ずること。 (3) より充実した内容のマニフェスト作成に資するため、作成できるマニフェストの種類及び大きさを拡大すること。 (4) 有権者にとって有効な判断材料となるため、ホームページ上でのマニフェストの掲載を可能にすること。	地方の首長選挙における、いわゆるローカル・マニフェストの頒布については「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」の委員長提案による公職選挙法の改正により、平成19年3月からマニフェストの頒布が解禁されたこと。 地方選挙におけるマニフェスト頒布の更なる拡大については選挙運動のあり方にかかわる問題であり、改正の実地状況を踏まえつつ、地方、金のかからない選挙の実現という観点にも留意し、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。	C	I	地方の首長選挙における、いわゆるローカル・マニフェストの頒布については「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」の委員長提案による公職選挙法の改正により、平成19年3月からマニフェストの頒布が解禁されたこと。 地方選挙におけるマニフェスト頒布の更なる拡大については選挙運動のあり方にかかわる問題であり、改正の実地状況を踏まえつつ、地方、金のかからない選挙の実現という観点にも留意し、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。				多治見市	岐阜県	総務省		
0420230	地方議会議員選挙における文書図画の頒布についての規制の緩和	公職選挙法第142条	国政選挙について、政党等は、総務大臣に届け出た国政に関する重要政策等を記載したパンフレット等を選挙運動のために頒布することができることとされているところ。		政策本位の選挙の実現に資することを目的として、地方議会議員選挙において禁止されているピラの頒布を枚数制限付きで許可する。	公職選挙法は、選挙における公平性の担保がその法の理念とされている。よって経済力の差による候補者の不公平を自覚して文書図画の頒布については、多くの規制が設けられている。しかしながらその結果、有権者が候補者の政策を知る機会が限られたものになっているという事実もある。そこで、政策本位の選挙の実現及び有権者の選択についての判断材料を増やすことを目的として地方議会議員選挙においてピラの頒布についての規制を枚数制限付きで緩和する。尚、現在認められている選挙運動用自動車に掛かる費用負担に、ピラの作成も公費負担で行い、候補者は自ら、自動車での頒布を選択することとすれば、上記の目的に加え、選挙期間中のCO2削減、騒音対策についての一助となる。この方法によっても候補者がピラ、自動車いすれかの方法を自分自身で選べる点で、その公平性については担保されると考える。	C	I	地方の首長選挙における、いわゆるローカル・マニフェストの頒布については「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」の委員長提案による公職選挙法の改正により、平成19年3月からマニフェストの頒布が解禁されたこと。 地方選挙におけるマニフェスト頒布の更なる拡大については選挙運動のあり方にかかわる問題であり、公職選挙法の改正の実地状況を踏まえつつ、地方、金のかからない選挙の実現という観点にも留意し、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。					個人	東京都	総務省	
0420240	公職選挙法第9条第2項の改正(永住外国人への地方選挙権の付与)	公職選挙法第9条第2項	日本国民たる年齢満20歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。		一定の要件を満たす永住外国人への地方選挙権を付与する。	一定の要件を満たす永住外国人への地方選挙権を付与する。 提案理由: 永住外国人に地方選挙権を認めることは、地方分権型の行政システムへの転換に対応した、新たな役割を担うにふさわしい地方行政体制を推進するものと考えられる。また、地方のことは地域に住む住民が主体的に決定することが好しく、地域主権を確立し、人々が支え合い協働のまちづくりを進めるためには、同じ地域で共に暮らす外国籍市民の参画は必要不可欠である。 自主・自立の観点からも地方選挙のあり方について地方の裁量で決定することが、本来あるべき姿であり、特例提案により本市がモデルケースとして一定の要件を満たす外国籍市民の参政権を付与することを求める。	C	I	永住外国人に対する地方選挙権の付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題であり、国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある。(なお、国会において議員立法による法案として審議されていること。)				三次市	広島県	総務省		
0420240	永住権を持つ外国人への参政権付与	公職選挙法第9条第2項	日本国民たる年齢満20歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。		一定の要件を満たす永住外国人への地方選挙権を付与する。 一定の特典とは、 1. 永住権を取得してから10年(10年から20年)日本を動かす権利があるから、日本国への知識と責任を確保するため。 2. (地方参政権に關して)ある以上内閣の地域定住外国人が多くなる地域で参政権を与えると、在日外国人に政治を操作される危険性があるため	提案理由 知人の定住外国人の多さは、帰化せず永住権のみを所得している。主な理由は母国に対する誇りである。母国に対する国民としての誇りが持たない。しかし日本で生活し、日本の経済に貢献し、税金も払っている。地方自治で言えば町内会費も払っている。日本人と変わらない彼らの日本を考慮、動かす権利を制しては現状は開きだと考える。 実施に伴う問題と、解決策 定住外国人が参政権を持つことで生じる政治的影響が危惧される。対日感情や民族的思考の相違による問題が懸念される。従って日本に対する知識、愛着心、責任を加味した上で、永住権を所得した後一定以上の期間、日本に在籍した外国人に参政権を付与すればよい。また住民の比率として外国人が多くを占める自治体では、外国人の為の地方自治に陥る可能性があるため、外国人の比率に関する上限も設けた上で実施する必要がある。	C	I	永住外国人に対する地方選挙権の付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題であり、国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある。(なお、国会において議員立法による法案として審議されていること。)					個人	東京都	総務省	



04 総務省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	補充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
0420290	コミュニティFM放送局による出力上限基準の緩和	放送周波数使用計画(昭和55年郵政省告示第661号)第1節規則10	空中線電力は、原則として20W以下で必要最小限のものとす。		本市は、市町合併により、コミュニティ放送の聴取困難地域が10%以上から40%以上へ広がるなど低次市域への対応が不可能なため、コミュニティ放送による当該地域に密着したきめ細かな情報を提供するとともに、合併後の地域情報の共有化を進め、本市の一体性の促進を図ることが重要である。 また、過去の中越沖地震などの様々な災害を教訓として、また、世界最大規模の原子力発電所立地地域である本市の防災対策として、より地域に密着したきめ細かな正確・速やかな情報提供が求められており、コミュニティ放送の空中線電力(出力)の現行法上の上限出力20Wを50Wに緩和することを要する。	祐崎市内にあるコミュニティFM放送局は、市政に関する情報や地域の身近な情報を提供しているが、市町合併により、聴取困難地域が10%以上から40%以上へ広がるなど低次市域への対応が不可能なため、コミュニティ放送による当該地域に密着したきめ細かな情報を提供するとともに、合併後の地域情報の共有化を進め、本市の一体性の促進を図ることが重要である。 また、過去の中越沖地震などの様々な災害を教訓として、また、世界最大規模の原子力発電所立地地域である本市の防災対策として、より地域に密着したきめ細かな正確・速やかな情報提供が求められており、コミュニティ放送の空中線電力(出力)の現行法上の上限出力20Wを50Wに緩和することを要する。		C	コミュニティ放送は、「商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることと見込まれる区域において、その普及を図ることを目的とするものであり、コミュニティ放送局は、一般の放送局と異なり、各市町村の一般の区域に密着したきめ細かな情報の提供を促進する観点から制度化された小規模な放送局である。 コミュニティ放送局は、使用周波数が限定されるとともに、空中線電力についても上限(20W)が定められ、放送区域が一部の市町村(特別区)のみ、地方自治法第252条の19に規定する指定都市にあっては区の一部の区域に限定される代わり、一般の放送局において必要となる届出処理、比較審査等の手続きを経ることなく、簡易かつ迅速な手続き(先願主義)で開局を可能としているものである。 なお、地理的条件、広域な行政区域を考慮し必要な放送対象地域をカバーする必要があり、一部の放送局よりカバーすることが困難な場合は、アナアナの設置場所の位置しや中継機の設置など現行制度下において対応が可能であり、更にそうした対応を行っているコミュニティ放送事業者も存在しているところである。 また、住民への災害情報の伝達手段としては、防災行政無線のほか、災害対策基本法に基づく指定公共施設又は指定地方公共機関として避難勧告の伝達と災害緊急対策の策定について法的義務を負ったNKK及び県域の一般放送事業者によりラジオの中波放送、超短波放送が確保されており、災害・緊急情報等の住民への周知・広報は多種多様な手段が確保されている。加えて、災害時の実際のニーズに応じて、臨時災害対策用の臨時目的放送局を迅速に開設することも可能である。 したがって、提案のようにコミュニティ放送についての空中線電力の制限を緩和することは、コミュニティ放送の制度目的を逸脱し、一般の放送局と異なる規律を適用する趣旨を失わせるとなることから、超短波放送周波数帯が過渡している中、周波数の効率的利用の要請にも反することとなることから、特区という限られた地域であっても不適当である。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	1 0 2 6 0 1 0		祐崎市	新潟県	総務省	
0420300	救急救命士による血糖値の測定	救急救命士法第44条 救急救命士法施行規則第21条 通知:救急救命士法の範囲について	救急救命士の配置範囲については、通知にて範囲定められておりであるが、要望事項については記載がされておらず、救急救命士が配置することが出来ない。		意識障害を呈している傷病者へ、直接メディカルコントロール下に行う救急救命士による簡易血糖測定器による血糖値測定を行う。	糖尿病の国内患者数は、この40年間で約3万人から700万人程度にまで膨れ上がってきています。さらに境界型(糖尿病予備軍)を含めると2000万人に及ぶとも言われます。 厚生労働省発表によると、2008年11月時点の調査データから、日本国内で糖尿病の疑いが強い人は推計820万人と推定されています。この糖尿病患者数の増加と相まって、治療薬のインスリン使用による低血糖発作で救急搬送されるケースも増加しています。 重症低血糖発作では昏睡状態となり、症状からは脳血管障害との鑑別が困難となります。この鑑別には血糖測定が有効であることはできません。そのため、重症低血糖発作が疑われる患者でも、救急隊は脳血管障害にも対応可能な二次医療施設への搬送を余儀なくされます。 簡易血糖測定器の取扱いには容易であり、現場で血糖測定を行うことは低血糖発作の鑑別に有効です。さらに低血糖発作発症に対して静脈経路確保を行い、ブドウ糖溶液を投与することは昏睡状態からの一時的回復に大変有効と考えます。 当MC管内救命救急センターでは、昏睡状態で救急搬送された重症低血糖患者は2003年からの5年間で80例を数え、そのほとんどが当日または翌日に退院となっています。 今後も増加が予想される低血糖発作患者への速やかな対応と適正な医療機関の選択の一助として、救急救命士による血糖測定と低血糖時のブドウ糖溶液の投与を認めていただきたいと思えます。 適切な地域メディカルコントロール体制が整備されていることが必須の条件とした上で、本提案を認めていただきたいと思えます。		-	血糖値の測定については、消防本部からの要望も多いところである。低血糖による意識消失を迅速に判断することが的確な搬送に資することと患者への侵襲性を低くことから、血糖値の測定については適切なメディカルコントロール体制も考慮すべきである。		1 0 0 9 0 1 0		印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会	千葉県	総務省 厚生労働省	
0420301	救急救命士による低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与	救急救命士法第44条 救急救命士法施行規則第21条 通知:救急救命士法の範囲について	救急救命士の配置範囲については、通知にて範囲定められておりであるが、要望事項については記載がされておらず、救急救命士が配置することが出来ない。		意識障害を呈している傷病者へ、直接メディカルコントロール下に行う救急救命士により、低血糖発作が確定した際にブドウ糖溶液の投与を行う。	糖尿病の国内患者数は、この40年間で約3万人から700万人程度にまで膨れ上がってきています。さらに境界型(糖尿病予備軍)を含めると2000万人に及ぶとも言われます。 厚生労働省発表によると、2008年11月時点の調査データから、日本国内で糖尿病の疑いが強い人は推計820万人と推定されています。この糖尿病患者数の増加と相まって、治療薬のインスリン使用による低血糖発作で救急搬送されるケースも増加しています。 重症低血糖発作では昏睡状態となり、症状からは脳血管障害との鑑別が困難となります。この鑑別には血糖測定が有効であることはわかりませんが、現在の救急救命士法では簡易血糖測定器による血糖測定を実施することはできません。そのため、重症低血糖発作が疑われる患者でも、救急隊は脳血管障害にも対応可能な二次医療施設への搬送を余儀なくされます。 簡易血糖測定器の取扱いには容易であり、現場で血糖測定を行うことは低血糖発作の鑑別に有効です。さらに低血糖発作発症に対して静脈経路確保を行い、ブドウ糖溶液を投与することは昏睡状態からの一時的回復に大変有効と考えます。 当MC管内救命救急センターでは、昏睡状態で救急搬送された重症低血糖患者は2003年からの5年間で80例を数え、そのほとんどが当日または翌日に退院となっています。 今後も増加が予想される低血糖発作患者への速やかな対応と適正な医療機関の選択の一助として、救急救命士による血糖測定と低血糖時のブドウ糖溶液の投与を認めていただきたいと思えます。 適切な地域メディカルコントロール体制が整備されていることが必須の条件とした上で、本提案を認めていただきたいと思えます。		-	ブドウ糖溶液の投与については、溶液の濃度等の選択において医学的判断を要する。ブドウ糖溶液は患者の血管を傷つけるおそれもあり、その有効性、安全性については、さらなる検証が必要と考える。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	1 0 0 9 0 1 0		千葉県 千葉県	総務省 厚生労働省		
0420310	救急救命士によるエビネフリン注射器の活用	救急救命士法第44条 救急救命士法施行規則第21条 通知:救急救命士法の範囲について	救急救命士の配置範囲については、通知にて範囲定められておりであるが、要望事項については記載がされておらず、救急救命士が配置することが出来ない。		アナフィラキシーショックを呈している傷病者に対し、傷病者本人に処方されているエビネフリン注射器(エビペン)を使用して救急救命士が傷病者本人に代わり使用することにより救急に寄与する。	ハチや食物、薬物等が原因で起こる、急性アレルギー反応のひとつにアナフィラキシーがありますが、とくに呼吸困難、意識障害等の症状を伴うことがあります。その中にはショック症状を引き起こし、短時間のうちに生命を脅かすような危険な状態に陥ることがあります。 厚生労働省の人口動態統計によると、1年間にアナフィラキシーが原因で死亡しけががあったのは50〜60人程度と推定されています。これには原因の鮮明が不明なアナフィラキシーも含まれています。 重症では人口の1/24〜1/67がアナフィラキシーを認め、0.002%が死に至る可能性があると考えられ、アナフィラキシーはまさにまれな疾患ではないとされています。 本邦では2003年8月より、アナフィラキシーショックに対する救急処置として、エビネフリン注射器(エビペン)が使用可能となり、実地の現場で有効であることが実証されています。エビネフリン注射器(エビペン)においては、処方されているエビネフリン注射器(エビペン)を使用して救急救命士による救急処置に関する研究(主任研究者愛知医科大学野村教授)において、救急救命士による薬剤の使用に適切で、適切な教育を行ったことと前提とし、エビペンの使用については全面的に認めるべきと考える。	「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」の「救急救命士の薬剤投与について」(平成15年12月26日)や、平成19年度厚生労働省科学技術「救急救命士による救急処置に関する研究(主任研究者愛知医科大学野村教授)」において、救急救命士による薬剤の使用に適切で、適切な教育を行ったことと前提とし、エビペンの使用については全面的に認めるべきと考える。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	1 0 0 9 0 2 0		千葉県 千葉県	総務省 厚生労働省				
0420320	救急救命士による呼吸器用吸入β刺激薬の使用	救急救命士法第44条 救急救命士法施行規則第21条 通知:救急救命士法の範囲について	救急救命士の配置範囲については、通知にて範囲定められておりであるが、要望事項については記載がされておらず、救急救命士が配置することが出来ない。		喘息治療中患者の重症発作時に、直接メディカルコントロール下で吸入β刺激薬を救急救命士が使用する。病院内における喘息患者を死に追いやる。	本邦における気管支喘息での年間死亡数は、平成17年の人口動態統計によると3198人(男性:1565人、女性1633人)となっています。人口10万人に対する死亡率は2.5人で、この10年間で半減しているものの、喘息死に達する数は減少していません。 現在、救急隊、救急救命士が重症化した気管支喘息の傷病者に対して行うことの出来る緊急処置は、酸素投与のみとなっております。 重症発作時には、救急搬送の遅延と騒音のストレス、冬の冷たい外気などで重症気管支喘息患者は容易に心肺機能停止状態に陥ってしまいます。 そこで、患者本人に処方されている吸入β刺激薬を救急救命士による使用を提案いたします。 現在、傷病者本人、または保護者のみが吸入β刺激薬を使用できるようになっておりますが、傷病者1名のみの救急現場にいない場合、救急隊、救急救命士には使用できないのが現状です。 重症喘息発作時には患者本人が自分で吸入を行うだけの体力や思考能力、もはや期待出来ない状態です。さらに喘息死の約48%が病院前あるいは救急室との報告があります。病院前救急において救急救命士による吸入薬の介助が実施されれば、喘息によってにいたる患者を救命することに非常に有効と考えます。 適切な地域メディカルコントロール体制が整備されていることが必須の条件とした上で、本提案を認めていただきたいと思えます。		-	吸入β刺激薬については、副作用の危険があり医学的判断を伴うものであり、処方された薬の介助であっても認定は時期尚早と考えられる。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	1 0 0 9 0 3 0		千葉県 千葉県	総務省 厚生労働省		
0420330	救急救命士による心肺機能停止前の静脈経路確保と輸液	救急救命士法第44条 救急救命士法施行規則第21条 通知:救急救命士法の範囲について	救急救命士の配置範囲については、通知にて範囲定められておりであるが、要望事項については記載がされておらず、救急救命士が配置することが出来ない。		出血性ショックや、明らかな脱水等を呈している傷病者に対し、直接メディカルコントロール下において救急救命士による静脈経路確保、輸液処置により、防ぎ得た死亡の削減に寄与する。	現在、救急救命士法では、省令により心肺機能停止状態の患者に対して、医師の指示のもとに定められた医療行為(特定行為)が許されておりますが、重症傷病者に対して心肺機能停止前に静脈経路確保と輸液を実施することは出来ません。 そこで、救急救命士による心肺機能停止前の静脈経路確保と輸液を提案いたします。 これは、交通手段等の高齢者や中重症者、消化器出血等の重傷者に有効であると考えられており、特に、交通事故現場等において、傷病者が出血性ショック状態から心停止に陥ると、救急救命士により静脈経路確保が実施されれば、防ぎ得た死亡(Preventable Death)の削減に寄与すると考えます。 適切な地域メディカルコントロール体制が整備されていることが必須の条件とした上で、本提案を認めていただきたいと思えます。		-	心肺機能停止前の患者に対しての静脈経路確保のための輸液については、患者への侵襲性が低く、その有効性も高いとされている。さらなる検証と、教育体制を整え適切な教育を行った上で、認められるべきと考える。	右記提案主体からの意見を踏まえ、回答された。	1 0 0 4 0 4 0		千葉県 千葉県	総務省 厚生労働省		